

# 特定非営利活動法人 セカンドリーグ茨城 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 セカンドリーグ茨城という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域の課題解決に意欲的に取り組む市民や団体に対して、情報の提供、運営の相談、相互の交流、協働の促進などの事業を行うことで、多様な担い手により地域活動の活性化を促進させる。そのことによって、弱体化しつつある基礎コミュニティの再生と、地域社会と行政との協働の機会や、その手法の拡充を推し進め、「協働型社会」の実現に寄与し、また、子育て家庭を軸に地域に住む人々が共に支え合い、情報交換や学び合う場の運営などを通し、子どもが自分らしく成長でき、子育て世代の養育者が安心して活躍できる環境を地域の中に生み出していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民活動の支援事業
- (2) 地域の課題解決に取り組む市民の担い手育成支援事業
- (3) 生活困窮者の支援事業
- (4) 農林水産の地産地消の推進を図る支援事業
- (5) 子どもに係る支援事業
- (6) 子どもの一時預かり事業
- (7) 学童保育事業
- (8) 子どもの養育者が集える広場事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席またはオンライン会議システムによる出席ができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（オンライン会議システムによる出席者、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算の変更

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。ただし、変更された内容に関して、理事長はその後最初に開催する総会にこれを報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じさせたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほかは、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|       |           |
|-------|-----------|
| 理 事 長 | 山根 眞知子    |
| 理 事   | 赤須 一夫     |
| 理 事   | 君嶋 義之     |
| 理 事   | 中村 三郎     |
| 理 事   | 奈良間 英樹    |
| 理 事   | 野島 マリア真奈美 |
| 理 事   | 細谷 あけみ    |
| 理 事   | 横須賀 聡子    |
| 監 事   | 羽鳥 嘉彦     |
| 監 事   | 横田 能洋     |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から 2016 年の通常総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から 2016 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

|    |     |     |      |          |
|----|-----|-----|------|----------|
| 個人 | 入会金 | 0 円 | 会費／年 | 5,000 円  |
| 団体 | 入会金 | 0 円 | 会費／年 | 10,000 円 |

(2) 賛助会員

|    |     |     |          |                 |
|----|-----|-----|----------|-----------------|
| 個人 | 入会金 | 0 円 | 会費／年 1 口 | 5,000 円を 1 口以上  |
| 団体 | 入会金 | 0 円 | 会費／年 1 口 | 10,000 円を 1 口以上 |

(3) 一般会員

|    |     |     |          |                |
|----|-----|-----|----------|----------------|
| 個人 | 入会金 | 0 円 | 会費／年 1 口 | 1,000 円を 1 口以上 |
| 団体 | 入会金 | 0 円 | 会費／年 1 口 | 2,000 円を 1 口以上 |

2017 年 5 月 24 日一部改定

2018 年 5 月 23 日一部改定

2021 年 6 月 9 日一部改訂

2025 年 6 月 22 日一部改定

これは、当法人の定款である。

茨城県水戸市梅香二丁目 1 番 39 号

特定非営利活動法人 セカンドリーグ茨城

理事長 横須賀 聡子